令和 3 年 7 月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告(1)

令和3年度第1回社会教育委員会議について

- ■日 時 令和3年6月17日(木)午前10時~午後0時20分
- ■場 所 新庄市民プラザ第5・第6研修室
- ■出席者 社会教育委員

齋籐 彰 近江正人 阿部 彰 軽部 望 高橋道子 中鉢祐子 山科 通 渋江学美

教育委員会

教 育 長 社会教育課長 社会教育課社会教育主査 社会教育課主任 歴史センター所長

■主な協議内容

- 1. 令和3年度生涯学習施設事業計画について
 - ○各館において類似した事業があるが、施設同士の連携を強化すればもっと内容を濃くしていけるのではないか。そのためにもう少し早い段階で各館の計画を共有できないか。
 - ○新庄の礎を築いた戸澤家に関し、開府400年を控えて、市民との距離を縮めたい。 新庄まつりの際には来新するので、そういった機会を活かしてイベント等を企画してはどうか。
 - ○他地区の社会教育関係者からは最近の新庄の活動を評価する声が聞かれる。たくさんの事業がある中で、もう少し事業を焦点化してその年の主要な事業を周知した方がよい。
 - ○社会教育に係る団体において、近年団体そのものの規模が小さくなってきているように思う。人材育成という観点からも、新しい人が加わり、育てていくという環境が必要である。
 - ○小中学生に対する学習支援をそれぞれの館で行っているが、館同士の連携が重要であり、そのためには施設長会議の充実が欠かせない。
 - それぞれの館において、貸館だけでなく独自事業として多くの生涯学習事業が行われるようになってきたことを評価したい。
 - ○コロナ禍においてオンラインでイベントを開催する需要が増えている。施設として オンラインイベントに対応できる環境整備をお願いしたい。

- 2. 令和3年度社会教育課主要事業について
 - ○ホストタウン事業に関し、台湾チームの来訪はどのようになっているか。
 - ○地域おこし協力隊4名の業務内容について確認したい。
 - ○聖火リレーについて、サポートランナーが走れなかったことに対するその後の県や 市の対応に関しては、残念に思う報道が多かった。事業を実施する側として事前の 確認をしっかり行うなど、市としての体制をしっかり整えてほしい。
 - ○新庄の魅力を発見・探求できるような、市内の文化財を回るルートができるといい と思う。
 - ○新庄は、市外の人への周知・広報は上手であると思うが、市内の人に対する広報に ついてはもう少し工夫する必要があると思う。
 - ○コロナ禍においては、多くの事業について実施することができなかったが、そういった状況にあっても自分たちで考え、編み出して事業を行うことは大切だと感じた。 また、そうして実施した事業の力の大きさを実感している。
 - ○地域学校協働活動推進委員の協力もあり、学習会の開催等が、学校外での活動として動き出そうとしている。学校教育と社会教育をどのようにつなげて連携していくかは、各学校においてもかなり意識している部分である。
 - ○人材育成の観点から、歴史センターに学芸員の資格を持つ職員がいたらいいと思う。 社会教育主事の発令や養成に力を入れていく必要がある。
 - ○現在市では、公民館の改修等ハード面に関しては補助金制度があるが、公民館で行 う事業等ソフト面に関する補助金がない。地域づくりという観点から今後検討して いく必要があるのではないか。
 - ○小学生が調べ学習を行うにあたり、インターネットのみでは、なかなか欲しい情報 にたどり着けないという現状もある。ネット社会のなかでもパンフレット等紙ベースの資料も残し、子どもたちが情報入手するのに困らないよう支援をしていただき たい。

議案第36号

新庄市八向地区公民館の移転について

新庄市八向地区公民館について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第21条第1号の規定に基づき、新庄市八向地区 公民館を移転すること及び移転後の設置位置として以下の候補地を選定すること について教育委員会の承認を求める。

設置位置の候補地
新庄市大字本合海185番地

提案の理由

新庄市八向地区公民館における利用者の利便性を向上し、及び安全性を確保するため、提案するものである。

議案第37号

- 一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 一般財団法人新庄市体育協会の経営状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告する。